

「チェルノブイリ法  
日本版」をつくる  
郡山の会  
(しゃがの会)

壊れてしまった伊達市・旧土小国小学校体育館

市民立法「チェルノブイリ法日本版」  
をつくる郡山の会 (しゃがの会)

この条例制定の取り組みに賛同し、共  
に参加・活動をしてくださいますようお  
願いいたします。

共同代表 黒田節子・郷田みほ

TEL: 090-9424-7478

E-mail: arc@y9.dion.ne.jp

市民立法「チェルノブイリ法日本版」は実現  
可能な取り組みでしょうか？

市民の手で夢を実現したモデルがあります。  
ICANは核兵器禁止条約の国連での採択を  
実現しました。また「情報公開法」は、山形  
県、神奈川県、埼玉県、川崎市等の自治体で  
の条例制定の積み重ねでできました。私たち  
も先人の志を受け継いで、市民立法「チェル  
ノブイリ法日本版」を実現させましょう。



しゃがの花

花言葉/抵抗・友が多い・決心

## 市民立法「チェルノブイリ法 日本版」をつくる郡山の会

あなたにとっては、あの原発事故はもう過去の  
ことですか。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故  
で、国は福島県民に対して、被ばくから命・健康  
を守ろうとせず、「復興」の名の下に帰還を迫っ  
ています。原発事故をめぐる問題は現在も続い  
ています。

30数年前に起きたチェルノブイリ原発事故を  
機に国際的に確立された安全基準（年間追加被ば  
く線量1 mSv）を福島第一原発事故後20倍に引  
き上げ、子どもたちを危険にさらしています。私  
たちは異常な生活が日常になり、窮地に追い込ま  
れて声も上げられないでいます。私たちは被害を  
受けた当事者として、自分たちの身を守るため、  
行政に保障を約束させることの必要性を痛感し、  
条例を制定することにより権利保護を求めます。  
そのためにも、チェルノブイリ原発事故から生ま  
れた「チェルノブイリ法」という大きな犠牲を払  
って得た貴重な法律を学ばなければいけないと思  
います。

2019年1月に市民立法「チェルノブイリ法日  
本版」をつくる郡山の会（通称・しゃがの会）は  
立ち上がりました。郡山市に条例を作るため皆さ  
まのご協力をお願いします。



### 目的

福島の人たち、子どもたちを被ばくから守り、健  
康的な暮らしが保障されるように条例化を目指し、  
必要な活動を行っていく。

### 2つの活動

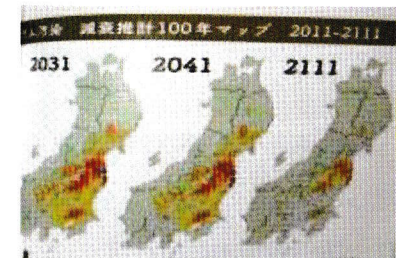
- 1、条例制定に向けて啓蒙活動、学習会、講演会  
などを行う。
- 2、保養活動（子どもの健全育成を目的とした転  
地保養事業）、放射線測定（必要に応じ再除染）、  
健康管理の徹底（被ばく者手帳や健康作り活動）、  
移住相談などの諸活動に対して、さまざまな人た  
ちや団体と協力・連携しながら、私たちに必要な  
条例項目をつくりあげていく。

## 国家が移住・避難・保養・医療検診を保 障している 「チェルノブイリ法」とは

1986年4月の旧ソ連のチェルノブイリ原発  
事故から5年後の1991年に制定された法律で  
す。国家の加害責任を明記し予防原則に則り、  
生存権を保障した放射能災害に関する世界で初め  
ての人権法です。追加被ばく線量年間1 mSvを  
基準に移住・避難・保養・医療検診等が保障され  
ました。

30年以上たった今でも、チェルノブイリ周辺  
の広大な地域では健康診断、保養など多くの健康  
管理を国によって保障されています。

「どこまでが被災地なのか」・「誰が被災者なのか」・  
「誰にどんな補償や支援をするのか」の3点を定め  
た法律です。



セシウム減衰推計100年マップ

（放射能測定マップ+読み解き集

みんなのデータサイト出版より）